

犬山市議会第4号議案

犬山市国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止について

犬山市国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、犬山市国際交流事業振興基金を廃止するため必要があるからである。

犬山市国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

犬山市国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。